

第5章 基本計画の総合的推進施策

本章では、計画の達成を目指して、計画を総合的に推進するに当たっての制度や施策の実施状況を明らかにします。

なお、環境基本計画の「計画の推進を促す仕組み」では、「協働による取組の推進」を掲げていますが、本報告書では、「第4章」の該当箇所に掲載しました。

■分野別計画との連携

環境基本条例では、基本構想を踏まえて「川崎市環境基本計画」を定めるものとしており、「めざすべき環境像」においては基本構想を踏まえています。また、「基本的施策」など、推進する取組全体に関しても、新総合計画と整合を図りながら進めています。

また、「川崎市環境基本計画」は環境の各分野において定められている計画と一体となって取組を進める必要があることから、これらの計画と目標や施策等について整合を図っており、個々の取組に当たっても、これらの計画に示された内容を十分に踏まえつつ推進しています。

このように分野別計画と整合を図っているため、分野別計画の目標等を大きく変更するなどの見直しを実施する場合には、「川崎市環境基本計画」に定める「めざすべき環境像」や「6つのまちの姿」等を念頭に目標等の検討を行うとともに、目標、施策、環境配慮指針等との調整を行っています。

■環境調査制度の推進

環境への配慮を促す制度として、事業の基本構想や基本計画等の初期の段階から、環境に配慮すべき事項を示す「環境調査制度」と事業実施段階における環境配慮を促す「環境影響評価制度」があります。

環境調査制度は、環境基本条例第12条の規定に基づき、環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等について調査を行う制度で、1994年10月から運用しています。

事業別環境配慮指針が、原則として全ての開発事業や施設整備における自主的な環境配慮を促す指針としての役割を持つものであるのに対し、本制度は環境に係る市の主要な政策又は方針のうち環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業、計画、方針、要綱等を対象とし、環境調整会議における総合的調整の手続を経ることにより環境配慮の実効性を確保する役割を持っています。

<環境調査制度の対象>

- 市が実施する大規模な開発事業
- 国、県や独立行政法人、公社等の機関が実施する大規模な開発事業であって、市の特別な許認可権限が附帯する場合における許認可方針又は市との特別な協議が必要な場合における協議方針
- 環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して市が策定する計画、要綱等。ただし、基本的環境施策に係る計画等は除く。

実施状況

2011年度に、環境調査制度の手続きを経て、事業実施が公表された1件について、その概要は次のとおりです。

1 第3次川崎市市営住宅等ストック総合活用計画(市営住宅等長寿命化計画)

位置	川崎市全域	事業主体	川崎市
目的	川崎市における住宅に困窮する低額所得者等の住宅確保要配慮者に低廉な家賃の住宅を供給し居住安定確保を図るため、市営住宅等ストックの効率的な整備・管理を推進する。		
内容	事業対象：公営住宅等 114 団地、住戸数 17,774 戸(平成 23 年 3 月 31 日現在)		
環境配慮 の考え方	大気質	建設機械や工事用車両について環境に配慮した機種・車種を採用すること、建設機械の適切な配置及び稼働の平準化を配慮した行程を組むこと、エコドライブの実施を運転者に指示することを受注者に働きかける。	
	騒音・振動	建設機械は可能な限り低騒音型、低振動型の機種を使用するよう受注者に働きかけるとともに、工事の工法については、騒音・振動の影響の少ない工法を選定する。	
	緑	計画に当たっては、極力既存樹木の保存に配慮し、敷地外周部分、駐車場周辺、建物間のオープンスペース等に中高木や低木を植栽して潤いのある空間の創出に努めるとともに、周辺地域の緑化の促進に寄与する計画とする。	
	都市アメニティ	公園・緑地等のネットワークや団地内外の動線整備、周辺と調和した土地利用等の実現、バリアフリー・ユニバーサルデザインの導入等の配慮を盛り込んだ計画とする。	
	資源・廃棄物	工事に伴う建設廃材その他の廃棄物や残土について、法令に基づき適切に処理するよう、受注者に働きかける。また、設計に当たっては、型枠材の再利用に努め、グリーン購入推進方針に基づき利用し、熱帯材を使用しないよう配慮する。	
	エネルギー	建替えにおいて、建物のエントランスの照明にLEDランプを採用する。	
	建造物影響	テレビ受信障害調査を行い、必要に応じて対策を行う。また、住棟配置は、近隣の低層住宅への影響を考慮し、離隔距離を確保する。	
指摘事項	<p>本計画には、さらなる省エネルギー対策や、太陽光をはじめとする自然エネルギーの活用等の環境配慮を盛り込む必要があることから、本計画に基づき事業を実施するに当たっては、環境調査書に記載した環境配慮事項を確実に遵守されるとともに、次の事項にも配慮されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より環境に配慮した施設整備の推進に向け、建築物に関する契約に当たっては「川崎市環境配慮契約推進方針」を踏まえること。 ・建替え及び建物の長寿命化改善に当たっても、建築物の断熱化や高効率エネルギー利用設備の導入について、可能な限り配慮すること。 ・本計画の対象となる住宅敷地において土地の掘削等を行う場合には、土壌汚染に関して、法令に基づき適切に対応すること。 		

■環境影響評価制度の推進

本市では、全国に先駆け、1976年に、「環境影響評価に関する条例」を制定し、人と環境との調和、健康で安全かつ快適な環境の保全に取り組んできました。

しかし、その後の社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩に伴い、環境問題は複雑・多様化し、1997年6月には「環境影響評価法」(環境アセスメント法)が制定され、方法書手続(スコーピング)等の新たな手続の導入等、環境影響評価制度の手続及び技術面において一定の基準が示されました。

このような環境影響評価を取り巻く環境の変化に対応するため、1999年12月に、現行条例の長所を発展させ、環境影響評価法との整合に配慮しながら、新たな環境問題に的確に対応できるよう評価項目及び評価手法の充実及び手続の効率化が図られるよう改善した新たな条例を制定し、2000年12月に施行しました。

また、2011年4月の環境影響評価法の一部改正により、法対象事業の実施による影響を受ける範囲がその市域内に限られる場合は、市長が直接事業者に対し、意見を述べるものとされたことに伴い、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとして、2011年12月に条例の一部を改正する条例を公布し、2012年4月から施行することになりました。

実施状況

2011年度における環境影響評価に関する条例の実施状況は次のとおりです。

1 指定開発行為実施届等受理状況

件数	件名

8件	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) プラウド元住吉Ⅲ計画 ・都市計画道路世田谷町田線道路整備事業(片平・上麻生工区) ・(仮称) 小田急バス登戸営業所新築計画 ・(仮称) 富士通川崎工場再開発計画 ・中央新幹線(東京都・名古屋市間) ・(仮称) 小杉二丁目開発計画 ・(仮称) 川崎片平霊園建設 ・神奈川県警察職員宿舍整備運営事業「下小田中地区」
----	--

2 環境影響評価審査書の公表

件数	件名
8件	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) プラウド元住吉Ⅲ計画 ・(仮称) 小田急バス登戸営業所新築計画 ・(仮称) 富士通川崎工場再開発計画(条例方法審査書) ・都市計画道路世田谷町田線道路整備事業(片平・上麻生工区) ・中央新幹線(東京都・名古屋市間)(法対象条例方法審査書) ・(仮称) 小杉町二丁目開発計画(条例方法審査書) ・株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画 ・(仮称) 川崎片平霊園建設

3 環境影響評価審議会の開催状況

件数	件名
8件	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価制度のあり方について ・地域環境管理計画の変更について ・都市計画道路世田谷町田線道路整備事業(片平・上麻生工区) ・中央新幹線(東京都・名古屋市間) ・(仮称) 小杉町二丁目開発計画 ・(仮称) 富士通川崎工場再開発計画 ・株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画 ・川崎火力発電所2号系列2軸、3軸設備増設計画

※「今後の環境影響評価制度のあり方について」に係る審議会専門部会を7回開催した。

■環境情報の収集及び提供

環境施策を科学的、総合的に推進するため、環境の現状、環境への負荷、施策の実施状況等に係る環境情報の体系的な整備・利用を図っています。

また、環境教育・環境学習の充実や市民、事業者、民間団体による自発的な環境に配慮した行動の促進に資するため、様々な要請に対応した情報を整備し、正確かつ適切な提供に努めています。

取組状況

2011年に市が提供した環境情報は、次のとおりです。

分野	名称	頻度	アクセス方法又は問合せ先
全般	川崎市インターネットホームページ	常時	市 HP のトップページの分野別メニュー(環境)から御覧いただけます。
	環境情報	1回/月	区役所の情報サービスコーナー 環：環境調整課
緑・公園	建設緑政局事業概要(緑編)	1回/年	建緑：緑政企画担当
公害	環境局事業概要(公害編)	1回/年	環：企画指導課
	川崎市の大気環境(測定結果)	1回/年	環：公害監視センター
	川崎市公害研究所年報	1回/年	環：公害研究所
	水質年報	1回/年	環：環境対策課
廃棄物	環境局事業概要(廃棄物編)	1回/年	環：廃棄物政策担当

■環境科学に関する調査研究

環境科学に関する調査研究は、都市活動や事業活動に伴い様々に変化する環境汚染や新たに発生する問題を的確に把握し、複雑化、広域化する環境問題に効果的に対処するための基礎となることから、その充実に努めています。

2011年度に公害研究所及び衛生研究所で実施した主な調査研究は次のとおりです。

<公害研究所における調査研究結果>

テーマ	川崎市における大気中微小粒子状物質（PM2.5）の濃度推移及び実態調査
目的	PM2.5の粒子濃度の推移及び粒子の成分を調査することにより、PM2.5の挙動や発生源を解明し、削減対策を行うための資料とします。
内容	2007年度から2010年度に川崎市公害研究所の屋上で、1週間を1サイクルとして、通年で実施しました。調査項目は、PM2.5濃度、PM _{10-2.5} 濃度、炭素成分（有機炭素、元素炭素）、イオン成分（8種類）を分析しました。
結果	2007年度から2011年度のPM2.5粒子濃度は、20.2、18.2、16.9、16.6、16.7 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と、概ね減少傾向がみられました。PM _{10-2.5} についても、11.5、11.0、9.9、9.3、9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ と減少傾向がみられました。2011年度のPM2.5の成分では、硫酸イオンが最も多く、次いで炭素成分、硝酸イオンでした。また、硫酸イオン及び硝酸イオンの濃度は、季節によって濃度が大きく変化することが分かりました。
活用	2009年9月に大気中微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準が告示されましたが、本市においては、2007年度から公害研究所屋上で継続してPM2.5を調査しており、濃度推移を把握するとともに、成分分析を行い、PM2.5の対策に役立てていきます。

テーマ	市内河川における魚類調査
目的	川崎市における生物多様性の現状や生物の生息生育地の情報を収集し、その情報を広く市民に提供することを目的に、市内河川に生息する魚類の生息状況を調査しました。
内容	2011年9月に多摩川の多摩川原橋、多摩水道橋、二子橋、丸子橋、平瀬川の嶋田橋の5地点で、魚類調査を実施しました。
結果	今回の調査では多摩川原橋で4種類、多摩水道橋で6種類、二子橋で5種類、丸子橋で8種類、平瀬川の嶋田橋で3種類の魚を確認することが出来ました。また、全地点でアユが確認でき、さらに絶滅が危惧されているニゴイやメダカが確認できた地点もありました。前回調査時（平成15～19年度）と比較すると、魚の種類は概ね増加していました。
活用	結果は市民向けの冊子『川の生きもの』の改訂用基礎データとして活用するとともに、この冊子を広く配布して川崎市内の自然を体感し、水辺に親しむきっかけとします。

テーマ	小学校における遮熱フィルムの効果測定調査
目的	遮熱フィルムは、夏期における室温の低下及び室内で利用するエアコンの節電効果が期待されます。本調査では、小学校に施工した遮熱フィルムによる教室内の気温及び表面温度の低下について効果測定を行いました。
内容	真福寺小学校4階の窓に遮熱フィルムを施工した教室及び未施工の教室において、平成23年10月7日～11日に気温及び表面温度を測定しました。
結果	教室中央の床から1.5mにおいて、フィルム有りの教室内の気温は、フィルム無しに比べ、日射量が多い6～18時の平均で1.2℃（最大2.3℃）低い結果となりました。また、フィルム有りの教室内で陽が当たる場所の表面温度は、フィルム無しよりも、壁で最大4.5℃、床で最大8.0℃、机で最大5.9℃低いことを確認しました。
活用	この研究結果は、地球温暖化対策を検討する上での基礎資料として、行政に反映します。

<衛生研究所における調査研究結果>

テーマ	スギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査
目的	国民の10%から15%がスギ及びヒノキ花粉に対するアレルギー有症者という調査結果があり、健康福祉局では1986年から花粉アレルギー症にかかわる事業の一環として、スギ及びヒノキ花粉の飛散状況調査を行ってきました。
内容	2011年2月1日から5月31日の期間、川崎市衛生研究所屋上に設置したDarham式補集器を用いてスギ及びヒノキ花粉の飛散状況を調査しました。
結果	<p><スギ花粉について> 飛散開始日は2月18日でした。最多飛散日は3月16日で過去10年間の中で遅い傾向、飛散終了日は5月19日で過去10年間の中で最も遅い年となりました。最多飛散数は675.3個/cm²、総飛散数は9844.1個/cm²で、総飛散数は過去10年間で最も多い年となりました。飛散期間は91日間で過去10年間で最も長い年となりました。</p> <p><ヒノキ花粉について> 飛散開始日は3月28日でした。最多飛散日は4月7日で、過去10年間では中間的な位置を示し、飛散終了日は5月20日で、過去10年間の中で最も遅い年となりました。最多飛散数は157.4個/cm²、総飛散数は911.4個/cm²でした。飛散期間は54日間で、過去10年間の中で2番目に長い年となりました。</p> <p>2011年はスギ及びヒノキ花粉ともに、前年より最多飛散数及び総飛散数が非常に多く、特にスギ花粉は過去10年間の中で最も多い年となりました。花粉数だけからみると、花粉アレルギー患者の症状は重かったのではないかと考えられます。</p>

活 用	花粉の飛散状況は、健康福祉局健康安全室を通じて日本気象協会に情報提供され、花粉の飛散予報に活用されています。また、この調査結果は、健康福祉局健康安全室のホームページで公開されました。
-----	---

■経済的手法の活用

経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブを与えることによって各主体の環境配慮を誘導する手法であり、環境への配慮と経済活動との統合・両立を図る上で有効な政策手段です。

取組状況

助成等

従来から実施している助成金や融資制度等は、環境への負荷の低減や市民、事業者の自主的取組を促すうえで有効な手段であることから、引き続き適切な活用を図ります。

●主な助成制度等

名 称	概 要
資源集団回収	家庭から排出される資源化物（古紙類、古布類、空きびん類）を集団回収する市民団体に対し、奨励金（1kgにつき3円）を交付しています。2011年は1,258団体で総回収量は48,260トン、奨励金交付額は1億4,478万円でした。
生ごみ処理機等の購入費助成制度	生ごみコンポスト化容器や電動生ごみ処理機等の家庭で減量・資源化できる機器を購入された方に、購入金額の2分の1（限度額2万円）を助成しています。2011年度は129基、150万円の助成金が交付されました。
生ごみリサイクル活動助成制度	10世帯以上で構成されている市民団体が、生ごみを堆肥化した後、その堆肥により「所有する農地で作物の生産」、「公共の花壇で草花の生育」のいずれかを行う場合にその活動費用の一部（限度額10万円）を助成しています。2011年度は6件の団体に助成金を交付しました。
多摩川美化活動	河川愛護意識と美化意識の高揚を図るため、軍手やごみ袋の配布など活動費の一部を補助しています。2011年度は、175団体14,679人が参加して、一般ごみ、空き缶などの分別収集（約8.28トン）を行いました。
市内統一美化活動	各区の美化運動実施支部の活動費を一部補助しています。市内全域で住居周辺や駅前広場、歩道等の一般ごみの収集と違反広告物の撤去などの清掃活動を行いました。
かわさき市民公益活動助成金	市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う事業に対して資金面から支援し、団体活動の推進と将来の自立・発展を図るため、公益財団法人かわさき市民活動センターより助成金を交付しています。2011年度は環境領域も含め全体で42事業に対し交付しました。
公園緑地愛護会	公園や緑道、緑地の除草などの維持管理作業を自発的に行っている町内会、自治会、老人会、婦人会、子供会等の団体に報奨金を交付しています。2011年度は、350団体に674.4万円の報奨金が交付されました。
街路樹等愛護会	街路樹やグリーンベルトの保護・育成作業を行っている団体に報奨金を交付しています。2011年度は、320団体に1223万円の報奨金が交付されました。
緑の活動団体	町内会、商店会、学校、サークルなどで、公開性の高い場所に植樹、花壇づくり、プランター等により緑化を行い、年間を通じて維持管理を行う団体や、下草刈り等の緑地保全活動を行っている5人以上の団体に、財団法人川崎市公園緑地協会より助成金を交付しています。2011年度は、162団体に507.3万円の補助金が交付されました。
屋上緑化等助成制度	屋上・壁面緑化の普及・推進を目的として、屋上緑化等を行う市民・事業者に対して助成金を交付しています。2011年度は、10件、418.6万円の助成金が交付されました。
管理運営協議会	市と協定を結び、街区公園等の管理運営を行う団体に報奨金を交付しています。2011年度は502団体に3014万円の報奨金が交付されました。
公害防止資金融資制度	市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者又は中小企業等協同組合を対象に、公害の発生を防止するために必要な設備の設置若しくは改善、工場若しくは事業場の移転等に係る資金について金融機関と協調して融資を斡旋するとともに、利子の補給を行っています。2011年度は9件の利子補給を行いました。
市内事業者工口化支援事業	中小規模事業者が実施する再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備等の導入に対して、補助金を交付します。
環境対策資金	中小企業者等が実施する省エネルギー設備等の導入、環境に配慮した製品・技術の開発等に必要な資金を川崎市、川崎市信用保証協会及び取扱金融機関が協調して融資をします。
低公害車の導入助成制度	市内事業者が天然ガス自動車またはハイブリッドトラックを導入する際、また、最新規制適合車への買替を行う際、費用の一部を助成します。2011年度は計17台に助成金を交付しました。
電気自動車の導入助成制度	市内事業者が電気自動車を導入する際、費用の一部を助成します。2011年度は21台に助成金を交付しました。
倍速充電スタンドの導入助成制度	市内において、公共の用に供する目的で倍速充電スタンドを導入する際、費用の一部を助成します。2011年度は6台に助成金を交付しました。

経済的措置

製品・サービスの価格に適切に環境コストを反映させるための環境に関する税、課徴金、預託払戻制度（デポジット制度）*110等は、日常生活や事業活動において生ずる環境への負荷の低減を促すうえで有効な手法です。このような経済的措置についても検討しています。

●主な経済的措置

名 称	概 要
事業系の一般廃棄物の処理手数料（2004年4月から実施）	施設搬入：12円/kg
粗大ごみの処理手数料（2004年4月から実施）	長さなどの区分に応じて、200円、500円、1,000円
産業廃棄物の処理費用	不燃 施設搬入：5円/kg

■財源の確保

望ましい環境像の実現に向けた良好な環境の保全、創造を安定的かつ継続的に進めていくためには、必要な財政的措置を図るとともに、国や県等の補助制度の活用や新たな基金制度の創設等に努めています。

財政的措置の状況

環境基本計画 別冊資料（施策事業集）に掲載する具体的施策に係る事業費の概要は次の表のとおりです。

（単位：百万円）

		2011年度事業費	2012年度計画費
I-1	温室効果ガス排出量の削減等地球温暖化対策の推進	1,200.5	685.3
I-2	地域のエネルギー資源の有効かつ効率的な利用の促進	0.6	184.1
I-3	ヒートアイランド対策の推進	66.5	52.5
I-4	その他の地球環境保全	40.8	43.4
II-1	一般廃棄物対策の推進	9,499.2	2,663.3
II-2	産業廃棄物対策等の推進	162.4	199.1
III-1	緑の保全・創出・育成	1,788.1	4,612.6
III-2	健全な水循環の確保	401.0	574.0
III-3	生物多様性の保全	64.6	113.0
III-4	都市アメニティの増進	1,002.3	538.0
IV-1	大気環境の保全	13,120.9	14,471.1
IV-2	水質・土壌・地盤環境の保全	2,376.5	4,767.1
IV-3	化学物質の環境リスクの低減	85.7	90.2
IV-4	地域の生活環境の保全	2,570.1	2,647.0
V-1	環境関連産業の振興・育成	349.3	366.8
V-2	環境技術による国際貢献の推進	181.3	354.6
VI-1	環境教育・環境学習の推進	111.0	131.2
VI-2	環境パートナーシップの推進	336.2	924.7
VI-3	市の環境配慮の推進	573.7	1,860.4
合 計		33,930.6	35,278.4

*110 デポジット制度（預託払戻制度）：製品本来の価格にデポジット（預託金）を上乗せして販売し、使用後の製品が所定の場所に戻された際に預り金を返却することにより、消費者からの当該製品の回収を促進しようとするもの。